

菱刈庁舎で取り扱う事務手続きについて

1. 目的

大口庁舎の新庁舎建設を機に、菱刈庁舎で取り扱う事務手続きに関し、住民サービスの低下を招くことがないように整理することを目的としています。

2. 基本的な考え方

現在において菱刈・大口の両庁舎で同じ取扱いをしている市民生活に関係した手続きは、新庁舎建設後の菱刈庁舎において継続して行います。

また現在、大口庁舎のみで行っている市民生活に関係した手続きについても、必要とされる執務環境や配置される職員数等を考慮しながら、菱刈庁舎でも行えるよう検討を行っています。

3. 取り扱う手続きの対応方針に伴う実現方法

新たな機器やシステム等の配置が必要となる手続きの実現方法については、新庁舎の執務環境整備及び実施設計の作業と並行して検討を進めます。

- ① 大口庁舎・菱刈庁舎において同じ執務環境を整備
- ② 必要に応じて庁舎間の職員連携を可能とするオンライン通信環境を整備

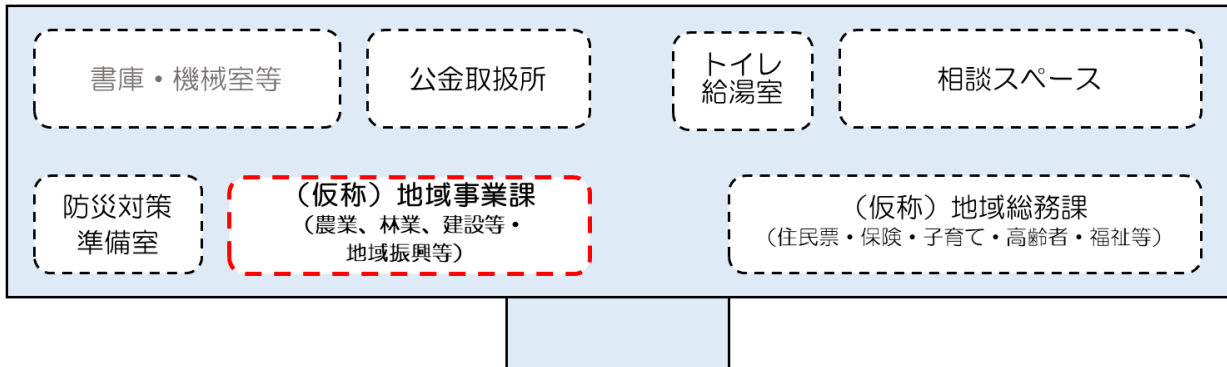
4. 菱刈庁舎で取り扱う業務イメージ

<p style="text-align: center;">＝ 市民生活に関する手続き ＝</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍・住民票・年金関係 ② 医療保険・健康増進関係 ③ 市税関係 ④ 子育て支援関係 ⑤ 高齢者支援関係 ⑥ 社会支援・障がい者支援関係 ⑦ 水道・農業集落排水関係 ⑧ 公営住宅関係 ⑨ 環境衛生関係 ⑩ その他市民生活に関する手続き 	<p style="text-align: center;">＝ 事業関係に関する手続き ＝</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業に関する申請等手続き ② 林業に関する申請等手続き ③ 建設に関する申請等手続き <hr style="border: none; border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">＝ 菱刈地区に関する手続き ＝</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市営浴場運営 ② 湯之尾地区地盤沈下関係 ③ 菱刈泉熱開発関係 ④ 防災行政無線の管理放送 ⑤ その他菱刈地区に関する業務
<p style="text-align: center;">＝ 教育委員会に関する手続き ＝</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会・施設関係 ② 学校教育関係 ③ 社会教育関係 ④ 文化スポーツ関係 	

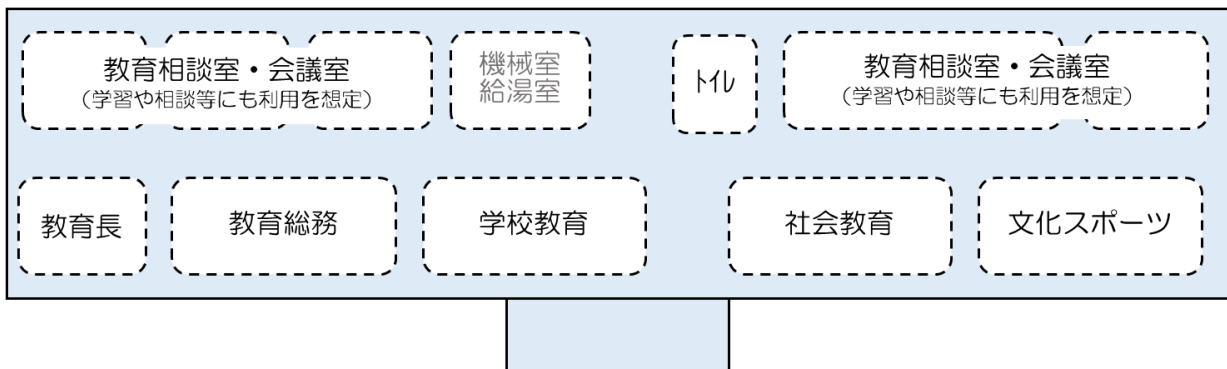
※ 現状での案となります。今後の検討により一部変更となる場合もあります。

5. 庁舎での業務配置イメージ

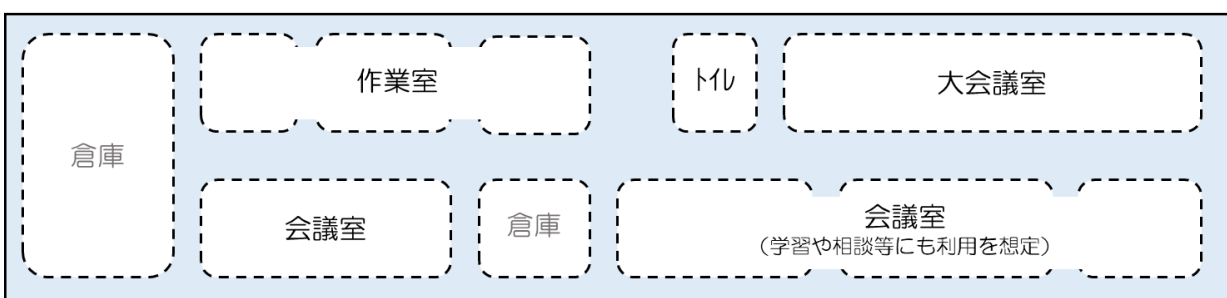
（菱刈庁舎1階）



（菱刈庁舎2階）



（菱刈庁舎3階）



※ 現状での案となります。今後の検討により一部変更となる場合もあります。

【お問合せ先】

伊佐市役所 財政課・企画政策課

〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地

電話：0995-23-1311（内線 1141）

Fax：0995-22-5344 E-mail: gyoukaku@city.isa.lg.jp